

## 調理師制度功労者及び調理業務功労者表彰要綱

### 1 目的

調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に努め、食生活の普及向上に功績のあった者について保健所長表彰を行い、もって公衆衛生のいっそうの推進を図るものである。

### 2 表彰の種類

- (1) 調理師制度功労者
- (2) 調理業務功労者

### 3 表彰の対象

次に掲げる者または団体であって、調理師の資質向上に著しく功績のあった者とする。

- (1) 調理師制度功労者

調理師の資質向上のため、組織活動を通じ調理師制度の発展向上に特に功績があった者。

- (2) 調理業務功労者

飲食物を調理し提供する施設等において、別に定める表彰基準に基づき選定する。

### 4 表彰の手続

次に掲げる者の推薦を受け、別に定める表彰基準に基づき選定する。

- (1) 埼玉県鴻巣保健所管内調理師会長
- (2) 埼玉県鴻巣保健所長

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

## 表彰基準

### 1 調理師制度功労者

団体の役職に就任している者(退任した者を含む)であって、調理師制度の発展向上に貢献した者のうち、次の号に該当する者。

- (1) 免許取得後県内の調理師関係組織の役員歴が10年以上のもの。
- (2) 年齢が45歳以上であること。
- (3) 調理師法の規定に違反し、罰金以上の刑に処されたことがないこと。
- (4) 調理師制度に関する他の公衆衛生関係の保健所長以上表彰を受けていないこと。

### 2 調理業務功労者

実際の調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に功績があり、他の模範となりうる者で次の号に該当する者。

- (1) 免許取得後県内で、調理の業務に10年以上従事し、現に同一施設に3年以上継続して従事している者。
- (2) 年齢が35歳以上であること。
- (3) 調理業務に関する他の公衆衛生関係の保健所長以上表彰を受けていないこと。